

長浜市小規模農家営農継続支援事業 概要

長浜市農業振興課

▼趣旨・目的

中山間地域をはじめとする小規模農家の営農支援をすることにより、大規模農家に集積・集約できない営農条件の不利な農地において、農地の保全並びに遊休農地化の未然防止、多様な担い手を確保するため、小規模農家の営農継続のために購入する農業用機械の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者・補助単価

| 事業区分 | 補助対象者 | 対象経費 | 補助率等 | 補助条件等 |
|----------------|---|--|---|--|
| 小規模農業者営農継続支援事業 | <p>市内に住所を有し、かつ、市内で農業を営む者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。</p> <p>(1) 水稻共済加入者であること。</p> <p>(2) 水田活用の直接支払交付金において麦・大豆・そばの交付金の対象外の者であること。</p> <p>(3) 5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある者であること。</p> <p>(4) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者であること。</p> | <p>次に掲げる水稻耕作用の農業機械の購入費用(下取りがある場合は下取り価格控除後の購入費用)。</p> <p>(1) トラクター(アタッチメント等関連農機具を含む。)</p> <p>(2) コンバイン</p> <p>(3) 田植機(溝切機等関連農機具を含む。)</p> <p>(4) その他水稻耕作用の汎用機械</p> | <p>補助対象経費の10分の3以内とし、30万円を上限とする。ただし、購入費用が30万円に満たないものは対象外とする。</p> | <p>①これまで使用してきた農業機械は、原則処分すること。</p> <p>②国、県、市及びその関係団体の補助制度等の資金支援を受けているか、又は受けることが決定している場合は、補助対象としない。</p> <p>③本補助金は、1事業者あたり1回限りとする。</p> <p>④中古機械については、安全性及び使用管理上、問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。</p> <p>⑤中古機械の購入の場合は、販売事業者を介しての購入であること。</p> |

※応募者多数の場合、経営規模等により交付対象者を決定・交付額の調整をすることがあります。

※中古機械の場合、残存耐用年数を客観的に証するものが必要です。(販売店の証明等)

※農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械の購入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等)は、補助対象外です。

※野菜・花き栽培用機械は、補助対象外です。水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業補助金の活用を検討ください。

▼問合せ・申請窓口 農業振興課(長浜市役所 東館2階) TEL 65-6522

▼東館2階) TEL 65-6522